

## 「訴訟事件等の報酬規程」運用基準

### 1. 着手金の算定

着手金の額は「45万円」を標準とし、訴訟事件等の報酬規程(以下、「報酬規程」という。)策4条第1項の規定により、その事案の処理の難易度等に応じて、額の算定を行う。

なお、「60万円」「30万円」とする事案の例は、概ね次のとおりとする。

#### (1) 「60万円」

第一審で敗訴したため控訴したものなど、敗訴すれば、府政の執行に重大な影響を及ぼすおそれのある事件

訴額が著しく高いもので、その処理が法律上又は事実上困難であると予想される事件  
事件の内容が複雑・特殊であり、その処理に当たり特に知識の習得を必要とする事件

#### (2) 「30万円」

同種の事案が係属しているなど、通常の訴訟事件等と比べて比較的軽易かつ短期間にその処理が終了すると見込まれる事件

○第一審で勝訴した事件で、控訴審においても容易に勝訴することが見込まれる事件

### 2. 中間金の支払い制限

報酬規程第5条の規定により、中間金を支払うことができる場合であっても、口頭弁論が終了し、判決の言渡しが3年目に及んでいるものや、訴訟の係属中に進行が中断し、1年間に5回以下しか弁論が開かれなかったものは、中間金を支給しない。

### 3. 終了謝金の額の増減

報酬規程第6条の規定により、終了謝金の額を増減することができる事案の例は、概ね次のとおりとする。

#### (1) 「増額することができる場合」

事件の内容が当初の予想に比べ著しく困難であり、その処理に多大な労力を要した事件

#### (2) 「減額することができる場合」

判決等により終了した場合であって、当初の予想に比べ、軽易かつ短期間に処理が終了した事件

当該事件が訴えの取下げのほか、請求の放棄及び認諾、訴訟上の和解によって終結した事件

#### (3) 「終了謝金を支払わない場合」

当該事案が概ね半年以内に取下げ等により終了した場合で、係属中に特段の作業を必要としなかった事件